

ための任務に関する活動報告を取りまとめ、労働医学の医師であり、「委員会」の承認を得られる管理者のもとで業務に当たる。

セクション4ー労働における予防と保護のための サービスにおける共同作業

第41条ー国王は以下の間における連携を促進するための対策を設定する。

- 1° 内部・外部サービスが構成する異なる部署
- 2° 内部サービスと外部サービス
- 3° 複数の外部サービス間

いずれの場合も、この連携は事業における予防活動の促進を目的とし、それぞれのサービスによる共同での活動につながるものでなければならない。

セクション5 共同規定

第42条ー「労働における予防と保護のための内部サービス」の予防カウンセラーは、第33条 § 1第3段落で言及されているケースを除き、雇用者のスタッフに所属する。

「労働における予防と保護のための外部サービス」は、雇用者と予防カウンセラーが協力続けるために十分な報酬を提供することで、予防カウンセラーにその価値を訴える契約関係を、予防カウンセラーとの間で確立しなければならない。

第43条ー予防カウンセラーは、雇用者と労働者から完全に独立して業務を遂行する。

予防カウンセラーは、予防カウンセラーとしての活動に何ら不都合を経験してはならない。

第7章 職場における予防と安全に関する最高会議

第44条ー労働雇用省は最高会議を設置する。

最高会議は以下によって構成される。：

1. 会長及び副会長（各1名）
2. 雇用者組織と労働者組織から同数の代表者

3. 事務局職員（1名以上）

議決権は雇用者組織と労働者組織の代表者のみが有する。

[ほとんどの雇用者組織と労働者組織は、任期を含め労働審議会と同様の形で代表されている。(19)] (1)]

その他、国王は常勤又は非常勤の専門家としての最高会議参加者を決定する。

第45条— § 1 雇用者組織と労働者組織の代表者、事務局職員並びに常勤専門家としての最高会議への参加者は国王によって国王の定める方法により任命される。

§ 2 会長は以下を満たしていなければならない：

1. ベルギー国籍であること
2. 30歳以上であること
3. 最高会議に代表者を送る組織と無関係であること

会長の任期は6年とし、更新することができる。会長及び副会長は国王によって任命され、国王によってその地位が定められる。

第46条 一最高会議は自発的又は要請を受けて、本法に挙げられている方策に対して助言を行うことを任務とする。

本法に基づいて最高会議に付与される、第4条規定の職務遂行にかかる労働者の福利に関する権限は、一般的労働規約に関する全国労働審議会の権限を損なわないものとする。

第47条—最高会議の設立、構成及び運営に関するその他の規約や細則は国王が決定するものとする。

[**第47条の2—**最高会議に特定の任務を負う委員会が設立される。特定の任務とは、第2段落に挙げられているもので、本法及びその行政命令並びに労働者の職場における福利に関するその他の法令や命令の履行に関わる範囲内で、労働を管轄する大臣の権限の範疇にあるものとする。

第1段落に挙げられた特定の任務とは以下の通りである。：

1. サービス、各種施設等、関係者及び事業体の認可に関する助言
2. 1. に挙げられた事項の認可要件に関する提案の作成
3. 事業体によって作成された福利に関する方針の実施への協力が必須とされているサービスに関する年間活動報告への助言
4. 欠勤の管理に関する医療的活動に対する助言
5. 年配労働者の労働環境の向上に対する支援活動のための支給金要請に関する助言
6. 社会調査や事業体における労働者側代表者の訓練にかかる支給金に関する助言

国王は、委員会に対してその他の特定任務を与えることができる。

また、国王は委員会の設立、構成、運営に関する規約、並びに細則も決定する(9)]

第8章 職場における予防と保護に関する委員会

セクション1 - 適用範囲

第48条—本章の条項は、労働組合としての地位を確立するため並びに職場の安全、健康並びに美化に関する討議手段を提供するための法規定に拘束される労働者が所属する組織や機関には適用されない。

セクション2 - 設立

第49条—委員会は通常、平均して50人の労働者を雇用する事業体で設立する。これらの委員会は、鉱山、露天掘鉱山及び地下採掘所においては通常平均して20人を雇用次第、設立する。

第69条の規定を侵害しない範囲で、本節においては以下の定義を適用する。：

1. 事業体：[本法の範疇において(8)] 経済的並びに社会的基準を基に決定された専門業務部門；疑義のある場合、社会的基準が優先する。

[2. 労働者：雇用契約又は見習い契約に基づいて雇用された者；国王は、国王が決定する事案について、雇用契約又は見習い契約に関係なく、他者の権限下で職務を行っている特定のカテゴリーの者を労働者とみなすことができる。国立科学研究基金並びに同基金に関連する基金に採用された研究者は、研究任務を遂行している機関の労働者とみなされる。

(8)]

国王は、専門的業務部門の概念を決定するための共同代表を利用した手続きを規定する。

[本節において労働者として扱われる人数を決定する際、国王は事業体の労働者に代わって一時的に雇用されている労働者を除外することができる(3)]

第50条 — §1. 事業体は、支社勤務者の人数に関わらず、法人として50人以上を雇用した場合、委員会を設立する義務がある。

第1段落の適用に当たっては、鉱山、露天掘鉱山並びに地下採掘所において20人以上雇用していることが必要となる。

§2 国王は、各専門的業務部門の労働者の選挙と委員会運営への参加を保証するためにあらゆる手段を講ずることができる。

[§3 反証されない限り、以下の条件が立証されれば、複数の法人は1つの専門的業務部門を構成するものとみなされる。：

1. 複数の法人が、単一の経済グループの一部を構成しているか、単一の者又は経済的協業関係にある者によって経営されているか、それとも同一の活動を行っているか、相互を対象とした事業を行っているかのいずれか。
2. 同一の建物又は至近距離内建物への集団での入居、共同の人事管理、又は共同あるいは共通の条項を含む労働法規や労働協約等、これらの法人間の社会的な結合を示唆する要素があること。

(1)に挙げられる項目の証拠と(2)に挙げられる要素のいくつかの証拠が提示された場合、それぞれの法人は単一の専門的業務部門を形成しているものと認められる。但し、雇用者が人事管理や人事政策について、第49条における専門的業務部門の存在を特徴づけるような社会的基準を満たすものではない証拠を提示した場合は除く。(3)]

[その推定は、既存団体の継続性、運営並びに事業領域に影響されてはならず、第3条第2項第1段落に基づき団体を代表する労働者又は組織によってのみ行使することができる(8)]

第51条—国王は内閣における審議を経た命令により、委員会の設立義務について通常の雇用者数が50名未満の事業体へも拡張することができる。国王は上記の委員会の適格性を決定し、運営方法を統制する。

[**第51条の2**—第49条、第50条及び第51条に挙げられる平均雇用労働者数の算出は、国王の定める照会期間に基づいて算出される。この照会期間内に本章第6節に定める合意に基づき事業体が譲渡された場合、照会期間中において合意に基づく譲渡後の部分についてのみが対象となる。(3)]

第52条—事業体内に委員会が設立されていない場合、労働組合の代表者が委員会の任務遂行の責務を負う。

その場合、全ての関係者に適用される労働協約の条項を毀損することなく、委員会の一般職員側代表者と同じ保護を享受することができる。これは、労働審議会や職場における予防と保護のための委員会の労働者側代表者と予備代表者に対する特別免職措置を含む1991年3月19日付法令に定められている通りである。かかる保護は、任務開始日から次回選挙で委員会の新委員が選出される日まで有効である。

[第1段落は本法第8章第4節 § 2には適用されない(17)]

第53条—委員会も労働組合も有しない事業体においては、労働者自身が職場における労働者の福利に関する問題に直接取り組む。

国王は内閣における審議を経た命令により、労働者の参加方法を決定する。

第54条—国王は労働者の集団による合同委員会の設置を認めることができる。国王がその合同委員会の適格性を判断し、運営方法を定める。

委員会は、国王によって決定された条項に従い、雇用者側と労働者側からの通常代表と代理代表によって共同して構成される。

第55条—委員会が設立又は更新の必要がある事業体において、以下の場合については事業体が登録されている地域内の社会的法律調査の地域調査担当責任者による事前の合意により、設立や更新を中断することができる。

- a) 事業体が確実に全活動停止を決定した場合
- b) 雇用者数が50人もしくは第51条に従って国王が決定した人数を下回るような場合で、1つ以上の活動を停止した場合

地域調査担当責任者は委員会に了解を求める。；委員会が未設立の場合は雇用者と労働組合の代表者に了承を求める。

設置・更新の中断はいかなる状況下でも1年を超えてはならず、既存の委員会はその期間中は機能する。

代表者と候補者はこの期間についても、上述の1991年3月19日付法令による保護を享受することができる。

国王は選挙の日時を決定することができる。

セクション3 — 構成

第56条—委員会は以下によって構成される。：

1. 国王によって制定された条項に基づき、事業体の長と、その長によって指名された1名以上の通常代表又は代理代表。これらの者は、代表としての能力を備え、社内において与えられた管理職務に専念する。また、[事業体の長を含む] これらの代表者数は一般職員側の代表者数を上回ってはならない。

雇用者側代表者の任務はその期間中に上述の機能を喪失しないことを条件に4年間有効とする。次回選挙で労働者によって選出された候補者が任務につくまで委員会における職権を保持し続ける。

[2. 数名の一般職員側の直接代表者並びに代理代表者。直接代表者数は2名以上25名以下とする。代理代表者数は直接代表者数と同数とする(8)]

[第57条— 予防担当カウンセラーで職務を遂行する事業体の一般職員の一員である者は、一般職員側、雇用者側のいずれの代表も務めることができない(3)]

[第58条— 通常の代表者並びに代理代表者は第3条 § 2 (1) に挙げられている専門職間代表労働者組織によって提供された候補者名簿への無記名投票によって選出される。それぞれの名簿は選出される通常代表並びに代理代表の議席数以上の候補者数を含むものであってはならない(3)] [これらの組織は候補者名簿の提出を委任することができる。1つ以上の議席が割り当てられている一職種カテゴリーにつき単一候補者名簿に限って委任することができる(8)]

国王は投票権の条件並びに投票手続きを決定する。

委員会の選挙は4年毎に行われる。

国王は選挙の実施時期並びにかかる雇用者の義務を決定する。

2つの選挙の間に事業体が第49条に定める通り、又は第51条に従って、一定の平均雇用者数に達した場合、選挙を国王の決定する次の期間中に実施する必要がある。また、これは選挙期間時点において要件となる平均雇用者数を継続して雇用している場合に限る。

[第59条— § 1. 委員会の一般職員側の代表者として選出されるには、労働者は選挙当日に以下を満たしている必要がある：

1. 18歳以上であること。但し、若年労働者の代表者は16歳以上25歳未満であること。

[2. 管理職側職員ではないこと。職場における予防と保護に関する内部サービスの予防担当カウンセラーの職務を担当していないこと。管理職側職員に該当するものの定義は国王が決定する(8)]

3. 事業体が所属する法人、又は第50条の範疇の様々な法人によって形成される専門的業務部門に継続して6か月以上雇用されていること。

あるいは、事業体が所属する法人、又は第50条の範疇の様々な法人によって形成される専門的業務部門に選挙実施年の前年中に雇用されており、不特定の時期を合算して9か月以上雇用されていること。この9か月を算出する際、雇用契約、見習い契約、又は第19条第4段落に挙げられる類似条項に基づいて労働者が雇用されていた全ての期間を算入する。

4. 65歳以下であること

[§ 1、3. に挙げられるとおりの雇用期間を算出するには、国立科学研究基金及び同基金

に関連する基金の研究者が当該機関で調査任務を遂行した期間と、労働者が職業訓練として認可された民間機関の職業訓練を受けるために事業体に入社していた期間も算入される。
(8)]

契約条項執行の中断理由は雇用期間には影響を与えない。

§2 単一候補者を複数の候補者名簿に記載してはならない。

§3 1991年3月19日付法令の条項への違反により解任された労働者も候補者とすることができる。

第60条—国王は、委員会への一般職員側代表者選出のための選挙日告知開始日と立候補者の届出期限との間隔は国王が決定する。

選挙の立会人としての行為は業務とみなされ、業務として報酬が支払われる。

第61条—以下の場合、一般社員側代表としての任務が終了する。：

1. 委員会委員の任命の際、通常又は代理委員として再選されなかった場合、
2. 一般職員側の労働者でなくなった場合
3. 退職した場合
4. 候補者名簿に記載した労働者組織の一員でなくなった場合
5. 候補者名簿に記載した労働者組織の要求によって、重過失のために第79条に挙げられる
裁判所の宣告を受け、議席が取り下げられた場合
6. 選挙の時点で所属していた労働者カテゴリーに所属しなくなった場合。但し、候補者名簿に記載した組織が、雇用者に対して書留郵便による議席の継続を要請した場合を除く。
7. 管理職側職員になったとき
8. 死亡した場合

但し、第1段落の6の条項は、若年労働者を代表する委員には適用されない。

[第62条—以下の場合、代理委員が通常委員の代行を務める。：

- (1) 通常委員が執務できない場合
- (2) 第61条第1段落2から8に記載されている理由の1つによって、通常委員の任期が終了した場合。

これらの事項においては、代理委員が議席の職務を遂行する。

代理委員が通常委員となった場合、又はその任期が停止された場合、同カテゴリーの同候補者名簿で最大得票数を得ていた非当選候補者が代理候補者の職務を引き継ぎ、当初の任期を全うする。本条項は上述の1991年3月19日付法令の第2条第3項第2段落に挙げられる候

補者については適用されない。

代理委員が存在しない場合並びに前段落に挙げられる非当選候補者が存在しない場合、第61条第1段落2から8に記載された理由の1つにより任期を停止された通常委員は上述の1991年3月19日付法令の第2条第3項第2段落に挙げられる同カテゴリーで最大得票数を得ていた非当選候補者が代理候補者の職務を引き継ぐ。この候補者が任期を全うし、上述の1991年3月19日付の法令の第2条第2項に定める条項に服することになる。(8)]

第63条—労働者側の代表者数が2名未満になった場合、委員会を更新しなければならない。国王はかかる選挙に関し特別規定を策定する。

第64条—一般職員側代表者の任期、又は候補者の能力は、いかなる不利益にも、または特別な利益にもつながらなければならない。

一般社員側代理人と候補者は、所属する労働者カテゴリー内の通常の昇進と恩恵を受ける。これらの条項は、第52条の執行のために委員会の任務遂行責任を有する労働組合の代表者にも適用される。

[セクション4 — 適格性

サブセクション1. — 全般的適格性

第65条—委員会の主たる任務は、労働者の職務遂行にかかる福利を推進するために必要な手段を発見、提案並びに全ての活動に積極的に貢献することである。国王はこの任務をより詳細に定義し、第4条に挙げられる領域の範囲内で追加任務を委員会に託すことができる。

サブセクション2. — 特別な権限

第65条の2— § 1. 労使協議会が存在しない場合、雇用者は以下に関する基本的な経済的並びに財務的に関する情報を委員会に提出する。

- a) 事業体の現況
- b) 市場における事業体の競争力
- c) 生産情報と生産性
- d) 事業体の計画と一般的な将来予測

委員会の委員は、選出又は再選から2か月以内にこれらの基本情報を与えられる。

§ 2 労使協議会が存在しない場合、雇用者は委員会に貸借対照表、損益計算書、付属書類並びに年間概説を提供する。

これらの文書は、年報情報の基礎を成す。また、会計年度の終了から3か月以内に提供され、

議論がなされなければならない。

事業体又は事業体が所属する法人が共同経営会社として設立されている場合、これらの情報の精査を綿密に行うため、委員会の会議開催は株主総会前に行う必要がある。この総会において株主は経営や年間会計報告に対する意見を述べる。株主は、上述の株主総会において当該会議の結果報告を受ける。

年報情報に関する文書は、情報精査のために、会議の15日前までに委員会の委員に提供されなければならない。

第65条の3—事業体、又は事業体が所属する法的、経済的、又は財務上の組織の現況に関する第65条の3 § 1第1段落a)に定められた情報は、少なくとも以下を含むものでなければならない。：

1. 法務関係書類
2. 定款全てと修正事項
3. 経営幹部
4. 中長期における資金供給源。特に他の法的、経済的、又は財務上の組織との間に維持している経済的、及び財務上の関係並びにその関係の性質。
5. 事業体の状況に基本的かつ長期的影響を与える契約や合意の有無とその性質。

第65条の4—事業体又は事業体の所属する法人の第65条の2の § 1、第1段落b)に挙げられる事業体の市場における競争力に関する情報は少なくとも以下を含むものでなければならない。：

1. 事業体が考慮しなければならない、最も重要な国内及び海外の競合企業に関する情報
2. 競合の可能性と問題点
3. 営業活動の範疇
4. 事業体に基本的かつ長期的影響を及ぼす購入又は売買契約や合意事項
5. 連邦公共サービスと締結した様々な種類の契約に関する情報。例えば、計画、目標と進捗並びに事業再構築契約等。
6. 事業体の製品を商業化する方法に関する一般的な識見を得るために必要な要素。例えば、流通経路、営業手法、流通マージンを示唆するデータ等。
7. 国内市場、EU市場及びその他の国のそれぞれにおける獲得株式の割合を含む総売上高に関する会計情報及びその5年間の経年変化。事業体がいくつかの部門によって構成されている場合、部門ごとの明細情報も添付する。
8. 単位事業体ごとの原価と販売価格の概要。価格水準と価格の推移に関する情報を、可能な場合は単位事業体について提供する。類似情報を提供することができない場合、雇用者は製品グループ又は事業の構成要素ごと、又は代表的な製品に関する原価と販売価格の推移に関するデータを提供する。

9. 事業体の市場における位置と、国内、EU内及びその他の国における推移について可能であれば単位事業体ごとに提供する。

第65条の5—第65条の2、§1第1段落c)に定める生産と生産性に関する情報は、最低限以下を含むものとする。：

1. 製品の売上推移について数量、数値、又は重量並びに価値及び付加価値で表したもの
2. 経済的生産能力の保有
3. 生産性の推移。特に労働時間当たりの付加価値、又は労働者一人当たりの生産量に焦点を当てたもの。データは、5年分の時系列で提供されなければならない。また、可能な限り、事業の構成要素ごとに提供される。

第65条の6—事業体、又は第65条の2 §1、第1段落d)に定める事業体が一部を成す法的、経済的、又は財務上の組織の計画と一般的な将来予測に関する情報は、事業体の全ての側面に及ぶものである。特に産業的、財務的、商業的、又は社会的側面に及び、将来の発展に関する予測や提起された投資資金調達の情報調査する活動などにも及ぶ。

第65条の7—本法第95条の規定に関係なく、国王は内閣による審議の上定められた命令と、全国労働審議会と中央経済審議会の全会一致の助言により、提供すべき情報の種類、範囲、頻度並びに手法に関する規則を明文化する。

第65条の8—§1. 所定の方式で特定の期間内に情報を提供することが、事業体に損害をもたらすことがある場合、事業体の長は以下について、情報提供義務の原則を除外できる権限を有する。：

1. 絶対値による総売上高と事業の構成要素ごとの明細
2. 流通セクターにおける事業体の計画と一般的な将来見込み、新規営業拠点の出店意向
3. 損益に関する単位事業体ごとの明細データ

§2. この除外を適用させるには、本項を監督するために本法第80条に従い国王によって任命された職員の事前承認を得る必要がある。

除外の申請には、正当性を実証する必要がある。申請に根拠があるか否かを評価するために必要な全ての文書並びに事業体の長が情報公開の対象を事前に発表した委員会の会議からの抜粋をまとめたものを除外の申請として提出する。

中央経済審議会内に設けられた特別委員会での審議の後、申請の承認又は拒否が決定される。この委員会の構成、権限、並びに運営形式は、内閣によって決定される。

特別委員会による全会一致の助言において、前段落で取り上げた情報に関して委員会での全会一致による合意の可能性が確認済みであることが判明した場合、除外申請を拒否する

ことはできない。権限を有する担当者による全ての判断は正当性を実証する必要がある。

§ 3 権限を有する職員が、事業体の長と委員会の会長に報告を行う。

指示された形式で情報を提供することができない場合、委員会は同等の情報を提供することを意図した異なるデータが提供される。

情報を即時提供することができない場合、事業体の長はそれを自らが慎重に設定した期間が終了してから、権限を有する職員に報告する。

第65条の9—事業体の長の委員会に対する報告に当たり、事業体の長は拡散した場合、事業体に被害の及ぶ情報について機密情報であることを伝える。これについて委員会内で意見の相違があった場合、本項の監督のために本法第80条に従って国王によって任命された職員の承認を仰ぐこととなる。この承認申請は、第65条の8第2項に規定された手続きに従って承認され、または拒否される。

第65条の10—労使協議会及び労働組合の代表者が不存在の場合、委員会が労使協議会の代替を務める。委員会も不存在の場合、1971年3月16日付の労働に関する法令の第38条 § 3及び1972年3月9日付労働協約no. 9に挙げられる情報と協議に対する権利に関する労働組合が代替を務める。その際、全国労働審議会が決定した1975年10月2日付のno. 24、1985年6月7日付no. 32 (b)、1983年12月13日付no. 39並びに1987年6月2日付のno.42の通り、委員会は労働組合の代表者以上の情報を得ることはない。

第65条の11—本款で定めた権限の拡張は、政府と政府職員を代表する労働組合との関係に関する1974年12月19日付法令第11条第2に項に挙げられる権限に影響を与えるものではない。

セクション 5 — 運営

第 66 条—報酬について、委員会の委員の勤務実績は通常の勤務時間外に行われた勤務であっても実質労働時間とする。

代表者の追加交通費は、該当雇用者が負担し、国王が定める条件に従うものとする。

第 67 条—委員会は、調査事項について他の委員の意見を聴取できる。

国王は、委員会がいかなる条件の下で専門家の出席を求められるかを定める。

国王は雇用者が負担する専門家への報酬基準を定める。

第 68 条—委員会は、委員会内規則の中で詳細な運営手順を定める。国王は、委員会内規則に含めるべき最低限の事項を定める。共同委員会は、国王が一般に拘束力を有すると宣言

できる、委員会内規則のひな型を作成できる。

セクション 6 – 事業体の移行と資産の引継ぎ

第 69 条—本節では、以下の定義を適用するものとする。

1. 事業体：法的組織
2. 資産の引継ぎ：主たる事業活動、あるいはその事業の 1 部門の活動が継続している倒産事業体の全資産あるいは一部の資産に財産権を設定すること。

第 70 条—合意に基づいて 1 つ以上の事業体が移行する場合。

- 既存の委員会は、当該事業がその専門運営部門を維持できるように引き続き機能する。
- その他の場合は、そして次期選挙までは、新たな委員会は、当事者が他に定めない限り、個々の事業体が以前の委員会について選任した委員全員によって組織される。この委員会が当該事業体の全人員について機能する。

第 71 条—合意に基づいて、事業体の一部を別の事業体に移行する場合、両事業体とも委員会を有する。

- 既存の委員会は、既存の専門運営部門が変わらなければ引き続き機能する。
- 専門運営部門の性質が変わった場合は、既存の委員会が、一部移行する事業体において機能する。移行する事業体で雇われた委員会の代表者は、当該事業体の移行先の委員会に加えられる。

第 72 条—合意に基づいて、委員会を有する事業体の一部が委員会を有しない別の事業体に移行する場合。

- 既存の委員会は、既存の専門運営部門が変わらなければ引き続き機能する。
- 専門運営部門の性質が変わった場合は、一部移行する事業体の委員会は、移行する事業体で雇われていない代表者で機能する。
- さらに、最初の選挙まで、委員会を事業体一部の移行先の事業体に設置する。この委員会は、当事者が別の取り決めを行わない限り、移行先の事業体で雇われた代表者で構成される。

第 73 条—専門運営部門が、その性質に変化をもたらさない、様々な法的組織に分割される場合は、既存の委員会は次期選挙まで維持される。異なる専門運営部門が設立される場合、委員会は、当事者が別の取り決めを行わない限り、次期選挙まで部門全体について引き続き機能する。

第74条—合意に基づく事業体の全部あるいはその一部の移行の場合、また専門運営部門が複数の合法的組織へ分割される場合、代表者と候補者は、引き続き1991年3月19日発布の上記法令で規定されている保護措置を享受する。

第75条—合意に基づく専門運営部門の移行、分割ないし別の変更が、専門運営部門の決定後、そして選挙日前に発生した場合、その専門運営部門の移行、分割ないし変更は、委員会の設立日時点考慮されるものとする。この場合、第70条及び74条の規定が適用される。

第76条—倒産した事業体の資産を引き継ぐ場合。

1. 専門運営部門並びに事業体を構成する複数の専門運営部門が、別の事業体に統合されずに倒産前の性質を維持している場合、委員会は次期選挙まで維持される。その委員会は国王が定める規則に基づいて、新たな事業体の雇用労働者数に比例する数の代表者のみによって構成される。代表者は、通常の、あるいは引き継がれた代表の代理人から、あるいは引き継がれた委員会の前回の選挙で選ばれなかった者で、前回の選挙で当選した代表を出した労働者組織が[指名した]代表候補の中から任命される。

2. 専門運営部門並びに事業体を構成する複数の専門運営部門が、別の事業体あるいは、かかる専門運営部門に引き継がれ、その引き継ぐ事業体ないし専門運営部門がそのような委員会を有しない場合、委員会は次期選挙まで維持される。その委員会は国王が定める規則に従って、引き継がれた事業体の労働者数に比例する数の代表者のみによって構成される。代表者は、通常あるいは引き継がれた代表の代理人から、あるいは引き継がれた委員会の前回の選挙で選ばれなかった代表候補、あるいは前回の選挙で当選した代表を出した労働者組織が指名する代表によってのみ構成される。この委員会が引き継がれた事業体について機能する。

前回の選挙で当選した代表者を出した労働者組織は、次期選挙まで新たな雇用者と別の有効な協定を締結することができる。

第9章 — 組織に共通する条項

第77条—第6章から8章で言及される団体が書面による通知ないし個々の覚書によって労働者に伝える指令、忠告、教育的勧告はすべて、全労働者が理解できる書面で行うものとする。

第78条—国王は、第6章から8章で言及される団体の業務を国家全体として、地域的あるいは専門的に調整し、推進するためにあらゆる措置を講じることができる。

国王は鉱山、露天掘鉱床および地下採掘において委員会を設置することができる。

第 10 章 ー 労働裁判所への訴え

第 79 条ー § 1 [第 32 条の 12 の条項に影響を与えることなく、雇用者、労働者および労働者代表組織は、本法及び行政命令に関連するあらゆる争議を解決するために訴えを起こすことができる。(6)]

[労働者代表組織は、労働裁判所でその代理を務めるための委任状保持者である代理人を立てることができる。この代理人は自身が属する組織に代わって、代理に関連するあらゆる行為をし、申請書を提出し、申し立てを行い、裁判開始、訴訟、争議の解決に関するあらゆる通知を受け取る。(15)]

§ 2 [§ 1 で言及の訴えが、第 8 章の執行に関する争議の場合は常に、以下の手続きに関する規則が適用される。(15)]

1. 訴えは、書留で送付された、あるいは管轄裁判所書記の事務室に提出された申請書をもって提起される。
2. 訴えを提起する期間は、裁判所法第 52 条及び第 53 条の条項に従う。書留で送付された、あるいは裁判所書記の事務室に提出された書簡の配送の日付は、遅くともこれら訴えの提起期間の最終日と同じ日でなくてはならない。
3. 訴えの提起人は、最初に、当事者の身元と完全な住所について訴えを提起する労働裁判所書記の事務室に提出する義務がある。完全な住所とは、居住地、主要滞在地、あるいは通常の勤務先と理解される。
4. 訴えを提起する労働裁判所は、当事者の主張を聞くか、それとも正式に出頭を命じた後、事前の和解なしに判決を公表する。
5. 雇用者と関係労働者、労働者代表組織ならびに、法に明記されている者は、法的通知による裁判所の裁定ならびに判決について通知を受ける。

§ 1 の適用に当たり、当事者とは、訴訟において紛争に係る者ないし労働者代表組織のすべてを意味すると理解されるものとする。

§ 3 国王は、§ 1 で言及の訴えがどの期限内に提起されなくてはならないかを決定することができる。国王はまた、上告あるいは異議申し立てができるか否か、またどの期限でできるか、および労働裁判所がどの期限内に判決を言い渡さなければならないかも決定できる。(2)]

第 11 章 ー 監督及び罰則

第 80 条ー司法警察官の権力に影響を与えることなく、国王が指名した職員が、本法及びその行政命令への遵守を監視する。

これらの職員は、労働基準監督に関する 1972 年 11 月 16 日発布の法令条項に基づいて、こ

の監督を行う。

第 81 条—第 82 条から 87 条までの条項に影響を与えることなく、以下の者は、8 日間から 1 年の間の禁固刑及び [EUR (5)] 50 から 1,000 ユーロの罰金、ないしいずれか一方の罰則が科せられる。

1. 本法あるいはその行政命令の条項に違反した雇用者、その受任者ないし被指名人。
2. 雇用者に雇われておらず、本法の執行において、委託されている任務を執行し、本法及びその行政命令に違反した者、あるいは本法及びその行政命令が規定する諸条件や細則に基づいてこれらの任務を執行しない者。
- [3. 第 65 条の 2 から 11 によって言及される方法で、委員会に情報を提供しないことにより、あるいは案件について相談を行わないことにより、委員会の任務を妨害する雇用者。(17)]

第 82 条—以下の事項を行う雇用者、その受任者ないし被指名人は [EUR (5)] 100 ユーロに事業体で雇用した労働者数を乗じた罰金を科せられる。ただし、その罰金は [EUR (5)] 10 万ユーロを超えてはならない。

1. 本法あるいはその行政命令の執行において、事業体でサービスあるいは委員会を設置しない。
2. 本法、行政命令、および国王が全般的に拘束力を有する宣言した労働協約で規定の通り、(サービスあるいは委員会の)運営を妨害する。
3. 規定で定められた情報を提供しないことによって、あるいは提供しても本法、その行政命令、あるいは国王が全般的に拘束力を有する宣言した労働協約で定められた規則に従わなかった場合、あるいは規定の規則に従って協議を行わないことによって、委員会の任務遂行を妨害する。
4. 本法、その行政命令、あるいは国王が全般的に拘束力を有すると宣言した労働協約で定める委員会の代表者に委任された業務の執行を妨害する。
5. 委員会の任務に責任を負う労働組合代表に委任された業務の執行を妨害する。

第 83 条—第 7 条 § 1 及び § 2 (16)]、あるいはその行政命令に違反した企業家、その受任者ないし被指名人は、8 日間から 1 年の間の禁固刑及び [EUR (5)] 50 から 1,000 ユーロの罰金、あるいはこれらの罰則のいずれか一方の罰則が科せられる。

[**第 84 条**—以下の者は、8 日間から 1 年の間の禁固刑及び 50 から 2,000 ユーロの罰金、あるいはこれらの罰則のいずれか一方の罰則が科せられる。

1. 第 9 条 § 1 及びその行政命令の条項に違反した、雇用者の業務を行う請負業者、また該当する場合には、その受任者、あるいは被指名者。

2. 第 10 条 § 1 及びその行政命令の条項に違反した請負業者及び下請け業者、それらの受任者あるいは被指名人。(16)]

[第 85 条—以下の者は、8 日間から 1 年の間の禁固刑及び 50 から 1,000 ユーロの罰金、あるいはこれらの罰則のいずれか一方の罰則を科せられる。

1. 第 9 条 § 2 及びその行政命令の条項に違反した、雇用者の業務を行う請負業者また該当する場合には、その受任者、あるいは被指名者。

2. 第 10 条 § 2 及びその行政命令の条項に違反した請負業者と下請け業者、それらの受任者あるいは被指名人。

3. 第 12 条の 3 の条項に違反した、居住者、その受任者あるいは被指名人、および第 12 条の 4 の条項に違反した人材派遣会社、その受任者あるいは被指名人。(16)]

第 86 条—以下の者は、8 日間から 1 年の間の禁固刑及び [EUR (5)] 50 から 1,000 ユーロの罰金、あるいはこれらの罰則のいずれか一方の罰則が科せられる。

1. 本法第 15 条から 17 条及び第 19 条並びにその行政命令の諸条件として定められた義務に違反した顧客、又は設計に責任を負う事業監督者、その受任者あるいは被指名人。

2. 設計の事業準備段階で安全衛生事項についてコーディネーターが遵守しなくてはならない義務について監督しなかったか、十分に監督しなかった顧客、設計に責任を負う事業監督、その受任者あるいは被指名人。

[3. 雇用者であるか、自営業者であるかに関係なく、設計の事業準備段階中の安全衛生事項を担うコーディネーター。または、コーディネーターが本法及びその行政命令の執行に関して委任された任務を実行する際、本法及びその行政命令の規定に違反し、あるいは本法及びその行政命令が規定する諸条件と詳細規則に従ってこれらの任務を執行しないコーディネーターを雇う雇用者。(9)]

第 87 条—以下の者は、8 日間から 1 年の間の禁固刑及び [EUR (50)] 50 から 2,000 ユーロの罰金、あるいはこれらの罰則のいずれか一方の罰則が科せられる。

1. 第 15 条、第 20 条、第 21 条、第 23 条及びそれらの行政命令の条項に違反した顧客あるいは執行に責任を負う事業監督、あるいはその執行の監督に責任を負う事業監督、その受任者あるいは被指名人。

2. 事業執行段階で安全衛生事項についてコーディネーターが遵守しなくてはならない義務について監督しなかったか、十分に監督しなかった、顧客、執行に責任を負う事業監督、あるいは執行の監督に責任を負う事業監督、その受任者あるいは被指名人。

3. 第 15 条、第 20 条 § 2、第 23 条、第 24 条及びそれらの行政命令の条項に違反した請負業者、その受任者あるいは被指名人。

4. 第 31 条条項及びその行政命令に違反した雇用者、その受任者あるいは被指名人。

5. 第 25 条、第 28 条 § 1 及び第 29 条の条項並びにそれらの行政命令に違反した執行に

責任を負う事業監督、その受任者あるいは被指名人。

6. 第 26 条、第 28 条 § 1、第 29 条の条項及びその行政命令に違反した契約業者、その受任者あるいは被指名人。

7. 第 27 条、第 28 条 § 1 及び第 29 条の条項並びにそれらの行政命令に違反した下請け業者、その受任者あるいは被指名人。

[8. 雇用者であるか、自営業者であるかに関係なく、事業執行段階の安全衛生事項を担うコーディネーター。または、コーディネーターが本法及びその行政命令執行に関して委任された任務を実行する際、本法及びその行政命令の規定に違反し、あるいは本法及びその行政命令が規定する諸条件と詳細規則に従ってこれらの任務を執行しないコーディネーターを雇う雇用者。(9)]

第 88 条—[第 28 条、§ 2(16)] の条項に違反した自営業者は、8 日間から 1 年の間の禁固刑及び [EUR (5)] 26 から 500 ユーロの罰金、あるいはこれらの罰則のいずれか一方の罰則が科せられる。

[第 88 条の 2—刑法第 269 条から第 272 条の条項に影響を与えることなく、職場での暴力やいじめ、あるいは性的嫌がらせを、第 32 条の 11 の管轄裁判所が定めた期間内に中止しなかった者は、8 日間から 1 か月の禁固刑及び 26 から 500 ユーロの罰金、あるいはこれらの罰則のいずれか一方の罰則が科せられる。(5)]

第 89 条—刑法第 269 条及び第 271 条から第 274 条の条項に影響を与えることなく、本法及びその行政命令に従って決められた監督を妨害する者は、8 日間から 3 か月の禁固刑及び [EUR (5)] 50 から 1,000 ユーロの罰金、あるいはこれらの罰則のいずれか一方の罰則が科せられる。

第 90 条—前回の有罪判決から 3 年以内に違反が再発した場合には、罰金は 2 倍になる。

第 91 条—雇用者は、その受任者あるいは被指名人が有罪判決を受けた場合の罰金の支払いに対し民事責任を負う。

第 92 条—時効の算出については、第 81 条から第 89 条に記述の刑事犯罪は恒久的な刑事犯罪とみなされる。

第 93 条— § 1. 第 7 章を含む、刑法第 I 巻 の全条項が、本法で規定の犯罪に適用される。
§ 2 上記法令の第 85 条は、本法規定の刑事犯罪に適用されるが、罰金の額は本法で規定されている最低額を 40%以上下回ってはならない。(1)]

第 94 条—本法及びその行政命令の条項の違反による起訴は、起訴の原因となった事件後 5

年で時効となる。

第 11 章の 2 - 重大事故の再発防止策

セクション 1. - 定義

第 94 条の 2—本章では、以下の定義を適用する。

[1. 重大な労働災害： 職場で発生し、その重大さを理由にその再発を回避するための予防措置を講じて、徹底的な詳細調査を必要とする事故。

国王は、重大な事案とみなす労働災害の判断基準を決定する。(9)]

2. 専門家： 重大な労働災害の調査についての専門家で、管理局がまとめたリストに含まれていて、第 80 条で言及されている監督職員を含む労働安全を専門とする者。

[セクション 2. - 重大な労働災害の調査と報告 - 専門家の任命 (9)]

第 94 条の 3— §1. 重大な労働災害の発生後、被害者の雇用者は、管轄の防止業務担当者にその事故を即座に調査させ、事故発生から 10 日以内に前条で記述の職員に対して状況報告書を提出するよう徹底する。

§2. 第 4 章あるいは 5 章の条項が該当する職場での労働者の重大な労働災害発生後、状況に応じて、雇用者、その他の雇用者、人材派遣会社、執行に責任を負う事業監督者、請負業者、下請け業者そして自営業者は協調して、その災害事故について管轄権を有する複数の防止業務担当者に調査を実施させ、事故発生から 10 日以内に、上述の関係者全員と、前条で記述の職員に対して状況報告書を提出するよう徹底する。

この協力に関する実務的な協定、重大な労働災害の可能性や管轄権を有する防止業務担当者、及びこれらの調査に要する費用の取り決めは、以下の具体的条項に含まれる通りとする。

1. [第 9 条、§2、2 (16)] で言及の外部の会社あるいは自営業者の労働者が雇用者の職場でそれらの業務を遂行する際の雇用者の主導権に関する合意。

2. 臨時的雇用、派遣労働者、他の雇用者に一時的に出向している派遣労働者に関する 1987 年 7 月 24 日発布の法令第 19 条に影響を与えることなく、国王が定める具体的な規則に従い、その他の雇用者と人材派遣会社との間で締結した人材派遣会社の主導権に関する合意。

3. 状況によっては、執行に責任を負う事業監督者、請負業者あるいは下請け業者の主導

権に関する第 29 条の 2 で言及されている合意。

§ 3 前条で言及されている職員も同じ期間内に報告書を受け取ることができる。

§ 4 第 80 条に影響を与えることなく、これらの職員は、10 日以内に状況報告書あるいは中間報告書を受け取らない場合、専門家を任命することができる。

国王は、これらの職員が専門家を任命できるその他の場合について定める。(9)]

セクション 3 – 専門家

第 94 条の 4— 専門家は以下の任務を負う。

1. 重大な労働災害の原因と状況を調査し、事故再発を防止に向けて適切なアドバイスを行う。
2. 調査の各要素、明らかになった原因と行った助言を報告書にまとめる。
3. 前 2. で記述されている報告書を以下の者に伝える。
 - a) 第 95 条の 2 に記述の職員
 - [b] 状況によっては、第 94 条の 3、§ 1 に記述の雇用者または第 94 条の 3、§ 2 に記述の関係者(9)]
 - c) 状況によっては、第 94 条の 5、§ 2 に記述の[保険会社 (9)] または機関。

セクション 4 – 専門家の報酬

第 94 条の 5— 専門家は自身の任務遂行のために行った業務について報酬を受け取る。

[第 94 条の 3、§ 2 第 1 段落に言及の状況において、報酬は、第 94 条の 3、§ 2 第 2 段落 (9) に記述の取り決めに従って部分的に分けられる。]

[2 § 1 に記述の報酬は、状況に応じて第 94 条の 3、§ 1 で言及されている雇用者、あるいは第 94 条の 3 で言及されている者が、それらの労働者のために加入する労働災害に関する保険会社に支払い義務がある。

第 94 条の 3、§ 2 第 1 段落で言及されている状況において、第 94 条 3、§ 2 第 2 段落で言及されている規定に従って、それぞれの保険会社によって部分的に分割された費用が支払われる。

前項で言及の規定がない場合、費用全額が、第 94 条 3、§ 2 第 2 段落で言及の合意書の対応する条項の報告に責任を負う者が加入している保険会社によって支払われる。

第 1 段落で言及の 1 社以上の保険会社が存在しない場合は、§ 1 第 2 段落の実施での費用、またその一部は、労働災害の場合、第 94 条 3、§ 1 で言及の雇用者の労働者への支払いに責任を負う企業、あるいは第 94 条 3、§ 2 で言及の者によって支払われる。

専門家の業務の詳細を示す請求書の提出に関する費用は、専門家あるいはその雇用者が支払う。

§1 第2段落の執行において、部分的な請求書が提出される可能性がある場合、その額は第94条3、§2第2段落で言及の取り決めに基づいて算出される。(9)]

セクション5 - 専門家の報酬の再請求

第94条の6—専門家の業務に対する報酬を全額または一部支払った保険会社あるいは企業は、第94条の3、§1で言及されている雇用者あるいは第94条の3、§2で言及の者に対し、その額を再請求することができる。(9)]

セクション6 - 総則

第94条の7 - §1. 状況によっては、第94条の3、§1及び§2で言及の予防担当カウンセラーに重大な労働災害の調査を行わせる、あるいは第94条の4で言及の専門家にその任務を完了させるために、第94条の3、§1で言及の雇用者あるいは第94条の3、§2で言及の者は、これらの予防担当カウンセラーあるいは専門家に協力する義務がある。

第94条の3、§1で言及の雇用者あるいは第94条の3、§2で言及の者も同様に、重大な労働災害に関わるその他の雇用者による職場での防止と保護に関する委員会に協力する。国王はこの協力についての諸条件と細則を決定することができる。

§2 同様あるいは類似の労働災害がすぐに再発することを防ぐために、場合に応じて、以下によって、あるいは以下の監督の下で予防措置を講じる。

1. 第4章セクション1で言及されている業務との関連で、外部の企業に依頼する雇用者。
2. 第4章セクション2で言及されている業務との関連での居住者。
3. 第5章で言及されている一時的な、あるいは移動建設現場での作業との関連で、執行に責任を負う事業監督。
4. その他の場合の被害者の雇用者。

予防措置は、§1で言及されている予防担当カウンセラーが提案する予防措置、あるいは少なくともそれに相当する措置、また類似の措置提案されていない場合は、同一あるいは類似の事故について1つ以上の直接的な原因を排除できる明らかな措置を意味すると理解する。(9)]

第94条の8—国王は以下を定める。

1. 専門家が、その職務を執行し、第94条の2(2)で言及のリストに掲載されるために満たさなくてはならない諸条件。